

第86号議案

区管理通路路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

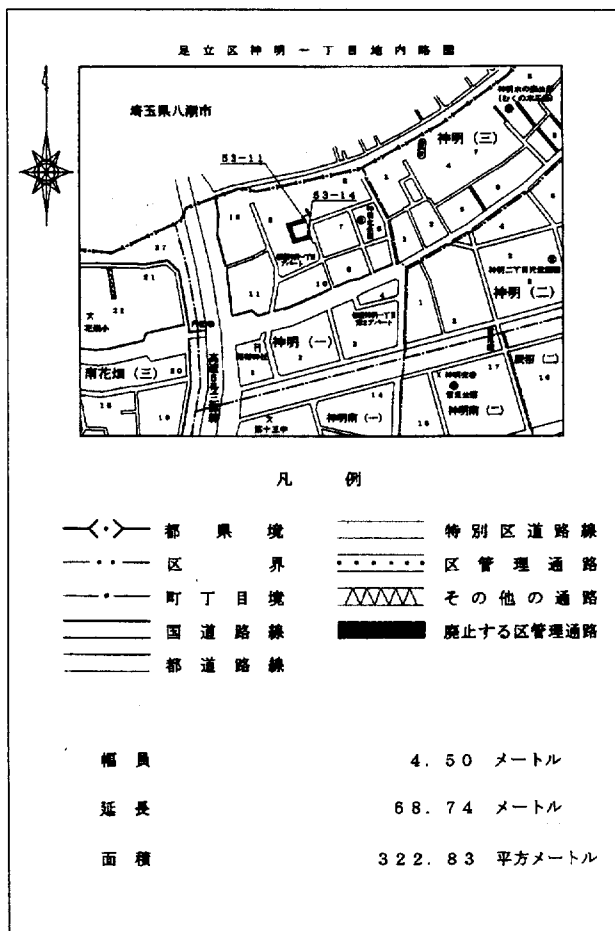
区管理通路路線の廃止について

足立区管理通路条例（平成13年足立区条例第26号）第6条の規定に基づき、区管理通路の路線を次のように廃止する。

記

- 1 足立区神明一丁目地内 裏面のとおり
（提案理由）

特別区道として新たに認定するため、現区管理通路を廃止するので、この案を提出いたします。



第87号議案

足立区立幼保園条例

上記の議案を提出する。

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区立幼保園条例

（設置）

第1条 幼児に一貫した保育及び教育（以下「育成」という。）を実施するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づく保育所と学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園とを併せ持つ施設として足立区立幼保園（以下「幼保園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 幼保園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区立おおやた幼保園

位置 足立区大谷田二丁目1番9号

（入園資格）

第3条 幼保園に入園できる者は、次の各号に掲げる幼児とする。

- (1) 1歳から3歳（年度の初日において4歳に満たない幼児及び年度の途中において4歳に達する幼児を含む。）までの幼児で、その保護者が足立区保育所の保育の実施に関する条例（昭和62年足立区条例第11号。以下「保育実施条例」という。）第2条に規定する基準に該当する者
- (2) 現に幼保園に入園している3歳児で、その保護者が引き続き4歳以降も在園を希望し、第6条第2項第3号に規定する育成時間を選択しようとする者
- (3) 現に幼保園に入園している3歳児でその